

鎌倉市燃やすごみ戸別収集運搬業務委託（A地区）

公募型プロポーザル募集要領

鎌倉市　ごみ減量対策課

1 業務の目的

鎌倉市では、戸別収集について平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間を計画期間とする第 3 次一般廃棄物処理基本計画（平成 28 年 10 月策定、令和 3 年 6 月改定）の中で、市民サービスの向上に寄与する施策としてその事業実施について検討することとしています。

戸別収集を実施することで、高齢者、子育て世帯、多様なライフスタイルのもとで生活する市民のごみ出し労力を減らし、クリーンステーションの維持管理等で生じている様々な負担が解消されること、個々の世帯が分別を意識して自宅前にごみや資源物を排出することで更なる減量・資源化に繋がることが期待されます。

本業務では、令和 7 年 4 月から市内一部地区、令和 8 年 4 月から全市で実施する燃やすごみの戸別収集における収集事業者の安定した収集体制及びサービスレベルを確保するために実績や実務能力、従業員への教育体制等を評価基準として公募型プロポーザル方式で選定することにより、安定的な収集体制を構築することを目的とします。

2 業務の概要

- (1) 業 務 名 鎌倉市燃やすごみ戸別収集運搬業務委託（A 地区）
- (2) 業務内容 別紙「鎌倉市燃やすごみ戸別収集運搬業務委託（A 地区）仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日
- (4) 事業費限度額 本業務の事業費の限度額は、301,464,995 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 委託事業者選定方法

公募によるプロポーザル方式（随意契約）

4 担当課

鎌倉市ごみ減量対策課戸別収集担当（担当：皆葉・島村）

所在地 〒247-0052 鎌倉市今泉 4-1-1

電話：0467-40-5542

メールアドレス kobetsu@city.kamakura.kanagawa.jp

ホームページ URL <https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gomi/kobetsupuropoatiku.html>

※お問い合わせについては、土曜日、日曜日及び祝日等の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前 9 時から正午まで又は午後 1 時から午後 5 時まで受け付けています。

5 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。参加者には一般社団法人や中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等の組織体を含みます。

- (1) 令和 6 年度（2024 年度）の鎌倉市の入札参加資格を有していること。

ただし、競争入札参加資格者登録名簿に登録されていない者が公募型プロポーザル方式に参加する時は、参加申込書の提出にあたり、次に掲げる書類を提出ください。（詳細は、かながわ電子入札共同システムに掲載されている「競争入札参加資格認定 申請の手引き」のうち、該当する「提出する書類」を

参照ください。)

ア 暴力団又は暴力団員等と関係していない旨の誓約書

イ 同意書（アに該当していないことを神奈川県警察本部に照会することについての同意書）

ウ 役員等名簿

エ 商業登記簿謄本（履歴全部事項証明書）

(2) 一般廃棄物収集運搬業の許可を得ていること。

(3) 事業費限度額に対応した見積書を提出できること。

(4) 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく鎌倉市の入札参加制限を受けていない者であること。

(6) 鎌倉市入札指名停止等取扱基準の規定に基づく指名停止又は指名留保を受けていないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。

(8) 鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と関係を有しないこと。

(9) 2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた後、再度(1)に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。

(10) 6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。ただし、更生手続き又は再生手続の開始の申立てがなされた後、再度(1)に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。

(11) 令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）の間に地方公共団体又は一部事務組合等から排出される一般廃棄物の収集運搬を受託し、かつ、履行を完了した実績があること。

(12) 一般社団法人や中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等の組織体の本プロポーザルに参加する場合は、当該組織体に所属する企業等が単独で本プロポーザルに参加することはできない。

6 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は以下のとおりです。

日程	内 容
令和6年（2024年）8月5日（月）	公募の開始 市ホームページにて提出書類等のダウンロードができます。また、書類等の直接配布は、ごみ減量対策課戸別収集担当（今泉クリーンセンター）及びごみ減量対策課ごみ減量対策担当（鎌倉市役所）にて8月5日より開始します。
令和6年（2024年）8月5日（月） 午前9時から令和6年（2024年）8月20日（火）午後5時まで	参加申し込み （電子メール） ※メール送信後「ごみ減量対策課戸別収集担当」に受信確認の電話をしてください。 ※参加資格の選考を行い、令和6年（2024年）8月21日（水）までに選考の結果を電子メールで通知する予定です。
令和6年（2024年）8月5日（月） から令和6年（2024年）8月9日（金）午後5時まで	質問の受付 （電子メール）

	※メール送信後「ごみ減量対策課戸別収集担当」に受信確認の電話をしてください。 ※質問の回答は、令和6年（2024年）8月15日（木）（予定）（本市ホームページ）
参加資格の通知から令和6年（2024年）8月23日（金）までの休日を除く午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時まで	提案書等の提出（持参） 「ごみ減量対策課戸別収集担当」に持参してください。 ※持参する際は、「ごみ減量対策課戸別収集担当」に事前予約をしてください。
令和6年（2024年）8月28日（水）（予定）	プレゼンテーション
令和6年（2024年）9月9日（月）（予定）	結果通知

7 参加申し込み

このプロポーザルに参加する場合は、「公募型プロポーザル参加申込書（様式1）（以下「様式1」という。）」、「業務受注経歴書（様式2）（以下「様式2」という。）」及び「業務受注経歴を確認できる契約書の写し」を提出してください。提出がない場合、このプロポーザルへの参加は認められません。

(1) 提出期間

令和6年（2024年）8月5日（月）午前9時から令和6年（2024年）8月20日（火）午後5時まで

(2) 提出方法

「様式1」、「様式2」に必要事項を記入し、契約書の写し（PDF）とともに電子メールに添付して「ごみ減量対策課戸別収集担当」へ提出してください。電子メールの表題は「プロポーザルに関する参加申し込み（事業者名）」としてください。メール送信後「ごみ減量対策課戸別収集担当」に受信確認の電話をしてください。

なお、送信する電子メール及び電子メールに添付する電子ファイルは、コンピューターウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理（以下「コンピューターウイルス対策処理」という。）を実施の上、送信してください。

(3) 参加資格の審査

提出資料を基に参加資格の選考を行い、令和6年（2024年）8月21日（水）までに参加資格の選考結果について、参加申し込みをいただいたすべての事業者へ電子メールで通知する予定です。

参加資格を有する事業者（以下「参加事業者」という。）には、提案書等の提出及びプレゼンテーションを行っていただきます。

8 質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票（様式3）（以下「様式3」という。）」を提出してください。

(1) 受付期間

令和6年（2024年）8月5日（月）午前9時から令和6年（2024年）8月9日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

「様式3」に必要事項を記入し、電子メールに添付して「ごみ減量対策課戸別収集担当」へ提出してください。電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問（事業者名）」としてください。メール送信後「ごみ減量対策課戸別収集担当」に受信確認の電話をしてください。電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については回答いたしません。送信する電子メール及び電子メールに添付する電

子ファイルは、コンピューターウイルス対策処理を実施の上、送信してください。

(3) 回答

質問及びその回答の内容は、令和6年（2024年）8月15日（木）までに鎌倉市ホームページ上にて公表する予定です。

9 提案書等の提出

事業者は、以下のとおり選考に必要な書類（以下「提出書類」という。）を持参により提出してください。

(1) 提出期間

令和6年（2024年）8月21日（水）から令和6年（2024年）8月23日（金）までの土・日曜日、祝日を除く午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時まで

(2) 提出書類

提出書類は次の表のとおりです。提出書類は日本工業規格によるA4判の規格で作成し、①～②を1部ずつ左綴じで綴じた一式を2部作成し、③～⑤の書類について1部ずつ左綴じで綴じた一式を7部作成してください。綴じる際にはフラットファイル等に綴じて様式が分かるようインデックスをつけてください。任意様式で作成する書類の用紙の向きは問いません。

また、事業者にてすでに作成済みの会社概要等のパンフレットのサイズは問いません。なお、③～⑦の書類については、事業者名が特定できる内容の記述はしないでください。また、持参する際は、「ごみ減量対策課戸別収集担当」に事前予約をしてください。

	提出書類	注意事項
①	公募型プロポーザル届出書	指定様式による（様式4） 原本【1部】、写し【1部】 ※代表者印を押印してください。
②	誓約書	指定様式による（様式5） 原本【1部】、写し【1部】 ※代表者印を押印してください。
③	実施体制調書	指定様式による（様式6） 原本【1部】、写し【6部】
④	見積書	任意様式 原本【1部】、写し【6部】 ※7部作成するうちの1部に、事業者の所在地、名称、代表者職氏名を余白に記載し、そのうち1部は代表者印を押印してください。（他の6部は複写可）
⑤	業務提案書（業務提案概要書）	任意様式（A4両面 10枚まで） 【7部】 文字サイズは、11ポイント以上（注記等は除く） 次の項目は評価項目に関連するため、必ず記載すること ① 会社概要・実績 ・会社（団体）の沿革はどのようなものか （設立年月日、代表者、所在地、主な業務内容等） ・これまでの受注実績（民間向け、自治体向け） ② 収集業務の実施体制 ・十分な収集車数を保持しているか（車種別台数） ・十分な収集人員数を保持しているか（人数（世代別） ③ 事業実施までのスケジュール ・必要な収集車両や収集人員の確保スケジュール （収集車両確保、採用状況等今後の見通し） ・無理のないスケジュールであり、その作業手順に漏れはないか ・長期にわたって安定的に収集人員等を確保することが可能か

		(人材確保のための工夫等) ④ 取り残しに対するバックアップ体制 ・取り残しが発生した際に、バックアップできる十分な体制(収集車・収集人員) ・取り残しが発生した箇所について、再発防止に向けた対応 ⑤ 緊急時のフォロー体制 ・急な体調不良等で欠員が生じた際等に、フォローできる十分な体制(収集車・収集人員) ・緊急で対応にあたることになった収集人員が滞りなく収集業務を遂行するための具体的な工夫 ⑥ 運営体制 ・報告や支払い等のやりとりを含め、正確な事務作業を遂行できる体制の整備 ・市からの連絡について、どのように収集人員に対して共有する仕組みとなっているか ・市からの要望等に迅速かつ柔軟に対応する体制が備わっているか ⑦ 地域への貢献 ・市民に対して、回収に際して必要となる心配りが期待できるか。 ・高齢者福祉や道路損傷等の収集に付随するサービスを期待できるか。 ・災害が発生した際の協力体制について(連絡体制が整っていること等) ⑧ その他の提案 ・車両運行の安全性(交通安全に関する表彰実績等) ・地域性を考慮した収集方法について(地域の交通環境や道路状況の把握等) ・個人情報の取り扱いについて(社内規定の有無等) ・環境配慮への取組について(温室効果ガスの削減、従業員教育等) ・熱中症対策について(空調服の導入等) ・コンプライアンス徹底のために、どのような工夫を行っているか(研修等の教育実施体制)
⑥	保有車両一覧	指定様式による(様式8) 【7部】
⑦	収集人員一覧	指定様式による(様式9) 【7部】
⑧	その他	会社概要のパンフレット等 【7部】

10 選考方法

(1) 選考手順

市で設置する鎌倉市燃やすごみ戸別収集運搬業務委託に係るプロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、評価及び選考を行います。参加事業者ごとに別紙「鎌倉市燃やすごみ戸別収集運搬業務委託に係る企画提案に対する評価基準」に基づいて評価を行います。選考にあたっては最低基準を設け、最低基準を満たした者のうち、得点が上位の者を最優秀提案者(契約予定事業者)として決定し、次に得点の高かった者を、次点の事業者として決定します。最高得点者が複数の場合は、見積額がより廉価であった事業者を契約予定事業者とし、さらに見積額が同額であった場合は、審査委員会の投票で決定します。

なお、選考の結果、最低基準の点数を上回っている者がいなかった場合、このプロポーザルにおいては契約を行わず、再度公募を行うものとします。

また、参加事業者が1者の場合も選考を行い、すべての企画提案が最低基準を満たさなかった場合、再度公募を行うものとします。

(2) 選考における評価基準

別添「鎌倉市燃やすごみ戸別収集運搬業務委託(A地区)に係る企画提案に対する評価基準」のとおり

り

(3) 書類提出締切日

令和6年(2024年)8月23日(金)

(4) プレゼンテーション実施日

令和6年(2024年)8月28日(水)を予定しています。

(変更になる場合、令和6年(2024年)8月26日(月)までに参加事業者にご連絡するものとします。)

(5) プレゼンテーション会場等

日時及び場所等の詳細については別途ご連絡します。

(6) プレゼンテーション出席者

3名以内。本業務の主たる担当者が行うものとします。

(7) プレゼンテーション審査内容

20分以内のプレゼンテーションの後、提出書類の内容等に関する質疑応答(20分以内)を行う予定です。なお、プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、「ごみ減量対策課 戸別収集担当」に事前に相談するものとし、必要機器について各参加事業者で用意してください。

プレゼンテーションの順序は、業務提案書の提出順の逆順に行うこととします。参加事業者ごとの開始時間は別途ご連絡します。なお、プレゼンテーションの場において、事業者名が特定できる内容の表現をしないでください。

(8) その他

審査委員会での選考は非公開とします。

11 結果の公表

選考結果については、令和6年(2024年)9月9日(月)までにすべての参加事業者宛に電子メールで通知するとともに、鎌倉市ホームページで公表する予定です。

12 契約の締結

本業務の最優秀提案者(契約予定事業者)として決定した参加事業者は、鎌倉市と協議の上で、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとします。

なお、契約予定事業者が何らかの理由により契約を行えなかった場合、次点の事業者を契約予定事業者とします。

13 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

(1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合

(2) 提出書類が期限までに提出されなかった場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 見積額が事業費限度額を超えている場合

(5) プレゼンテーションに参加しなかった場合

(6) 選考の公平性を害する行為があった場合

(7) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員会会長が失格であると認めた場合

14 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用はすべて参加する事業者の負担とします。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めません。
- (3) 提出書類の「実施体制調書（様式6）」に記載する管理責任者及び担当者（以下「管理責任者等」という。）は、このプロポーザル方式実施の公告の日以前に参加する事業者と3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとします。また、鎌倉市と契約を締結する事業者は予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない場合を除き、これを認めないものとします。
- (4) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属します。ただし、鎌倉市がこのプロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとします。
- (5) 提出された書類は返却しません。
- (6) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、鎌倉市情報公開条例（平成13年9月条例第4号）に基づき提出書類を公開することがあります。
- (7) 「参加申し込み」の後に、辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出するものとします。
- (8) 結果等に対する質疑及び異議の申し立てには応じられません。
- (9) この募集要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、鎌倉市財務規則（平成7年規則第34号）等関係法令等の定めるところによります。
- (10) 手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。